

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）または樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

指定されると、「景観重要建造物」の場合、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際に「景観重要樹木」の場合、樹木の伐採及び移植を行う際に町長の許可が必要となります。

本町では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定までのステップ及び方針を以下のように定めます。

■候補の前提

多くの町民に親しみや愛着をもたれている建造物や樹木のうち
道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺められるもの

ステップ1 次の指定方針に基づくものを候補として選定

～景観重要建造物の指定の方針～

- 優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

～景観重要樹木の指定の方針～

- 樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- 本町の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの

ステップ2 指定する前に

- 所有者の意見を聴いたうえで、専門家の助言や広く町民からも意見を集める。
- 地域住民のくらしの中で愛着を持たれているとされる建造物や樹木を町内外に広く発信し、利活用の可能性や魅力を高めることに取り組む

ステップ3 指定

指定後に所有者や管理者が継続して維持管理していくことが可能か考慮し町長が指定します。